

☆\*\*\*\*\*☆

## ニッセイメール配信サービス（メルマガ）

### 【メルマガ内容】

DB基金（○） DB規約（○） DC（○）  
厚年基金（○） 会計基準（ ） その他（ ）

【タイトル】 今後の検討課題等についてヒアリング  
／社会保障審議会企業年金・個人年金部会（第3回）

☆\*\*\*\*\*☆

平素より当社社業につき格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

厚生労働省は、2019年3月29日、社会保障審議会企業年金・個人年金部会（第3回）を開催しました。

今回は、前回に続き、企業年金・個人年金制度の今後の検討課題等について、関係団体に対するヒアリングが行われました。

### 【議事】

関係団体からのヒアリング

－関係団体からは、次のような検討課題等が挙げられました。

#### ①信託協会

- ・早期からの資産形成を後押しする支援策
  - －特別法人税の撤廃
  - －DCのマッチング拠出制限（事業主拠出の範囲内）の撤廃と拠出限度額の引上げ
- ・多様な就労へ対応するための支援策
  - －一定年延長に伴うDB制度変更の柔軟化（給付減額・個別同意等の制度変更手続きの柔軟化）

- －DCの加入可能年齢（iDeCoは60歳未満。企業型は60歳以上で同一規約内の事業所間を異動する際に異動先で加入者になることができない。）の拡大
- －DCの脱退一時金の支給要件の緩和（追徴課税を条件として脱退一時金の支給要件を緩和）

## ②全国銀行協会

- ・企業型DC・iDeCoの拠出限度額の引上げ・撤廃
- ・企業型DC加入者の企業型DCとiDeCoの掛金上限の合算の見直し
- ・特別法人税の見直し（廃止）
- ・iDeCoの加入者資格喪失年齢の引上げ（掛金拠出期間の延長）
- ・資格喪失年齢引上げ時における企業型DC加入者の資格要件の見直し（同一規約内の事業所への異動では加入資格を維持）
- ・DCについて、追徴課税等のペナルティを課した脱退一時金を支給する制度の新設
- ・iDeCoについて、インターネット等の電磁的方法を可能とする等の事務手続きの見直し

## ③日本証券業協会

- ・DCの加入可能年齢の引上げ
- ・DCの拠出限度額の引上げ。加入者属性により異なるiDeCoの拠出限度額の統一
- ・マッチング拠出（事業主掛金を上限）の弾力化
- ・DCの老齢給付金支給期間（5～20年）を、終身を含め規約で自由に設定
- ・裁定請求期限（70歳まで）の引上げ・撤廃
- ・通算加入期間にかかわらず60歳からの受給開始を可能にする。
- ・中途脱退要件の緩和
- ・iDeCoプラスの従業員数要件（100名以下）の緩和、手続きの電子化
- ・マッチング拠出導入企業の加入者もiDeCoへの加入を可とする
- ・iDeCoにおける事務手続きの電子化、マイナンバーの活用
- ・iDeCo加入者への投資アドバイス、投資一任による運用支援
- ・年金型給付専用商品の（運用商品数上限の枠外での）採用
- ・特別法人税の撤廃

## ④生命保険協会

- ・高齢者の雇用機会の拡大に合わせたDB・DC制度の見直し
  - －DCの加入資格年齢の見直し・引上げ（同一事業所に継続雇用されなくとも65歳超の一定年齢まで引上げを可とする）
  - －DBの老齢給付金支給開始年齢（60歳以上65歳以下）の上限引上げ（65歳超の一定年齢以下に）
- ・高齢者の働き方の多様化に合わせた受取方法の柔軟性の確保
  - －一定年延長等、受給開始年齢の見直し時の事務手続きの簡素化
  - －繰下げ規定導入時の手続きの簡素化
  - －終身年金の保証期間の上限20年の長期化
  - －長生きリスクの外部移転等の検討
- ・終身年金の理解・利用促進
  - －長生きリスクや終身年金に関する周知・啓発、補助金・税制を含めたインセンティブの付与等
- ・年金資産の安定・形成に資する税制
  - －特別法人税の撤廃
  - －DBの拠出限度額は（検討された経緯があるが）引き続き設けない。

#### ⑤日本損害保険協会

- ・DCの加入年齢の引上げ
  - －65歳もしくは70歳まで引上げ、60歳以上でも新規加入を可とする
  - －同一事業所の継続雇用者の要件の撤廃
- ・iDeCoの、被保険者種別等により異なる拠出限度額の統一
- ・企業型DC加入者によるマッチング拠出の上限（事業主掛金まで）の撤廃
- ・企業型DC加入者のiDeCo加入制限（規約に規定）の廃止
- ・iDeCoの掛金払込方法（銀行振替）の多様化

これらの関係団体からのヒアリングに続いて、委員からは次のような意見が出されました。

#### 【委員からの意見（主なもの）】

- －DCの裁定請求期限（現行70歳）の引上げについては、高齢になると判断が難しくなる点も考慮が必要。（社会保険労務士）

－年金による受給の促進は、税制の課題。年金に関する教育も重要。(労働組合)

－終身年金は、企業の会計上の負担が大きいため、会計上の手当ができないか。  
(年金数理人)

－一定年延長に伴う制度見直しにおける給付減額判定は、当局の承認・認可の問題になっているが、雇用期間の延長という労働条件の合理性という観点から見直すこともできるのではないか。(大学教授)

－DCはあくまで老後の資金という制度趣旨から、中途脱退が制限されている。  
本国に帰国する外国人を除いては慎重な検討が必要。(大学教授)

\*当日の資料は、以下の厚生労働省HPに掲載されています。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000204064\\_00006.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000204064_00006.html)

～メルマガのバックナンバーを掲載しています～

<http://www.nenkin.nissay.co.jp/info/report.htm>

バックナンバーでは、過去の年金NEWS・メルマガに加え、マーケット情報等  
(Daily市場レポート、臨時市場レポート、第1特約運用状況)をご覧ください  
だくことができます。

=====

日本生命保険相互会社

団体年金部

団体年金コンサルティンググループ

年金NEWS・基金照会窓口

T E L 03-5533-5572

F A X 03-5533-5228

E-mail kikinmadoguti@nissay.co.jp